

【九州市長会提出議案】

第 1 号議案 公共施設等適正管理推進事業債の延長・拡充について

「都市財政の拡充強化について」

（大分市、佐伯市）

各市では、高度経済成長期以降に整備してきた学校や市営住宅等の公共建築物や道路、橋梁などのインフラ施設の老朽化が急速に進行しており、今後は施設の更新や長寿命化の推進等に多額の経費が必要になることが見込まれている。

そのため、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の適正な維持管理について努めている。

このような中、国においては、地方公共団体等における公共施設等の老朽化対策をはじめとする適正管理を推進するため、平成 29 年度に「公共施設等適正管理推進事業債」を創設し、その後も平成 30 年度に内容を拡充し、令和元年に対象事業の拡充を行っている。

しかしながら、「公共施設等適正管理推進事業債」は事業期間が令和 3 年度までとなっており、長期的な取り組みとなる総合管理計画等に基づく公共施設等の適正管理の支援には不十分な状態である。また、支所等を含めた庁舎単独での長寿命化改修は本事業債の対象外となっており、建物の除却は本事業債を適用出来るものの地方交付税の算定対象外とされている。

よって、本事業債が地方公共団体にとって長期的かつ幅広く活用が可能な財政支援となるよう、令和 3 年度までとされている事業期間の延長と適用範囲の拡充、並びに地方交付税措置の拡大を要望する。

第 2 号議案 駅施設等の利便性向上に対する事業者としての役割について

「都市財政の拡充強化について」

（中津市）

中津市では、地元自治組織や市内全 4 校（県立 3 校、私立 1 校）の高等学校からの要望もあり JR 日豊線の 2 つの駅に駐輪場の整備等を検討しているところである。しかし、市が整備した場合、JR 九州の土地の上に構造物を設置することになるとして、JR 九州では土地の使用料（賃借料）を自治体に求めるというのが基本的見解である。

駅施設であるトイレや駐輪場等の整備は、駅利用者の利便性の向上に繋がるにも関わらず、JR 側では整備せず、自治体は JR 側へ土地の使用料（賃借料）を支払わなければならないのが現状である。

そのため、自転車等駐車場の設置については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和 55 年法律第 87 号）第 5 条第 2 項に鉄道事業者は地方公共団体又は道路管理者と協力体制の整備に努めなければならない旨、規定されているところであるが、この条文に鉄道事業者の「一定の費用負担」や「土地の無償貸付け」を盛り込み、自治体の負担軽減等を図れるよう要望する。

第3号議案 消費生活相談員の人材確保及び処遇改善のための財政支援について

「都市財政の拡充強化について」

(竹田市)

消費生活相談員は高い専門性の発揮によって地方消費者行政の最前線で消費生活の現場を支える大変重要な役割を担っており、消費生活相談員の継続的な人材確保により、被害の未然防止や業者とのあっせんによる被害の回復に努めることができ、市民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりに寄与していると考えている。

この消費生活相談員の人件費等に対して時限的に補助する国の財政措置の活用期間が終了しようとしている中、市町村においては、消費生活相談員の人件費の財源確保が喫緊の課題となっており、経済情勢の悪化等により自治体の財政運営も厳しさを増し、十分な財源確保は困難な状況である。

こうしたことから、質の高い消費生活相談員の人材確保(雇用)及び処遇改善のための時限措置ではない新たな補助制度等を構築し、継続的な財政支援を要望する。

第4号議案 防災重点ため池整備に係る国庫負担の採択枠の拡大並びに採択要件の緩和等について

「都市財政の拡充強化について」

（豊後高田市）

近年、集中豪雨等による災害の甚大化、ため池の老朽化により、全国的に人的被害を与える恐れがある「防災重点ため池」が数多く存在する。

これらのため池は、早急に整備・改修が必要とされるが、国庫負担の採択枠に限りがあり、また、事業申請に際しても、事業効果等の要件に達せず、採択されないケースもあるなど、整備・改修に着手できないものも相当数ある。

また、このため池を整備するためには、地元が事業申請をしなければならないが、耕作放棄等による受益者の減少や、昨今の工事単価の上昇に伴う事業費の増大等が、地元の事業申請の足かせになっており、これに連動して事業着手が遅れているのが現状である。

以上のことにより、十分な予算を確保する中で、国庫負担の採択枠の拡大及び採択要件の緩和を図るとともに、国のガイドラインの見直しにより、国庫負担率の更なる引上げを要望する。

第5号議案 地籍整備に係る財政支援の拡大について

「都市財政の拡充強化について」

(杵築市)

地籍調査事業は、土地に対する基礎的な情報を整備するために、極めて重要な役割を担っている。国はこれまで社会資本整備総合交付金等の国の支援策により地籍整備を進めてきたが、令和3年度から「社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助」を創設し、さらに地籍整備を加速しようとしているところである。

大分県においても熊本地震や九州北部豪雨が発生し、今後においても想定される南海トラフ等の巨大地震や、豪雨による土砂災害、水害への備え、また所有者不明土地問題の未然防止策として早期整備が望まれているところである。

しかしながら、地籍整備の推進には、多くの職員が必要で、市町村などの事業実施主体においては、財政的な理由で人員の確保が困難な面もあり、地籍調査等に必要な体制が十分確保出来ていない状況であり、事業進捗が図れない要因になっている。

今日、県及び市町村の財政状況は非常に厳しい中、一定の人員を確保し、地籍整備の推進を図っているところであるが、地籍調査等の事業量を拡大することが困難な状況となっている。

そのため、現在、補助対象となっていない人件費（市町村職員、再任用職員等）を補助対象に拡大するとともに、地籍整備に対する補助割合の引き上げと特別交付税の拡充を要望する。

さらに、補助対象となる地籍の再調査については、地震等により境界復元ができなくなった地域等に限定されているため、数値化以前の平成6年以前より古い年度に地籍調査を実施した地域の中には、復元性が低く地図と現地が一致しないため、公共事業の円滑な実施に支障が出るなど、地籍整備の効用を十分に発揮できていない地域がある。

そのため、このような地域も再調査の補助対象とするよう要件の緩和若しくは新規補助制度の創設を要望する。

第 6 号議案 定期予防接種の国庫補助制度への改正等について

「地域医療保健の充実強化について」

（杵築市）

予防接種法に基づく定期予防接種について、実施主体は市町村であり、それに要する費用は、一旦市町村が負担し、地方交付税で措置されている状況である。

市町村の費用負担のうち、H i b 感染症や麻しん・風しんなどの A 類疾病は、平成 25 年に地方交付税による財政措置を 2 割から 9 割に引き上げられたものの、インフルエンザや高齢者の肺炎球菌感染症の B 類疾病では 3 割程度の措置に止まっている。

さらに、近年の定期予防接種の対象疾病（ロタウイルスワクチン等）の拡充により、市の財政負担がさらに重くなっていることから、予防接種法に基づく全ての定期予防接種に要する経費について地方交付税措置を国庫補助制度に改め、A 類疾病の補助率は 9 割、B 類疾病は 3 割より引き上げるよう要望する。

第7号議案 相談支援専門員の報酬の見直しについて

「福祉施策の充実強化について」

(杵築市)

今日、障がいを持つ方の障がいの態様も多様化する中で、障がい福祉サービス等に対するニーズも多岐に及んでいることから、利用計画を作成する相談支援専門員の重要性が大きくなっている。

しかしながら、多様化するニーズや複雑な制度を理解し、適切に利用者とサービスを結び付ける相談支援専門員については、恒常的に不足が続いており、一人ひとりの負担が増えてきているのが実状である。

これに対応するために、令和3年4月に相談支援専門員の報酬体系の見直しが行われたところであるが、居宅介護支援における介護支援専門員の報酬と同等であり、それに比べ対象者の支援が深夜にも及ぶことのある相談支援専門員の報酬は勤務体系や業務量に見合ったものとなっていないと考える。今後、相談支援専門員の果たす役割は益々重要性を帯びてくることから、福祉行政の円滑化のためにも、さらに報酬体系を見直すことを要望する。

第8号議案 スクールサポートスタッフ、学習指導員の配置に対する財政支援について

「学校教育の充実について」

(別府市)

新型コロナウイルス感染症対策下、児童生徒への一層きめ細やかな支援が必要になっていた昨年度、学級担任等の事務作業の補助業務を行う「スクールサポートスタッフ」及び補習や習熟度別学習を行う「学習指導員」を、国と県からの全額補助（国 1/3、県 2/3）にて、小中学校に配置することができた。

教職員をサポートする専門スタッフの配置は、コロナ禍の中で、学級担任等が、児童生徒一人ひとりと向き合い、きめ細やかな支援や配慮を行ううえで非常に有効であった。

この支援については本年度も継続される予定であったため、本市では両専門スタッフの配置を計画していたところであるが、昨年度末に全額補助対象校の条件が小中学校ともに、スクールサポートスタッフは標準学級数 19 学級以上、学習指導員は 12 学級以上の学校と変更されたため、本市の対象校は 21 校中「スクールサポートスタッフ」2 校、「学習指導員」は 16 校と大幅に減少したところである。

このことに対し大分県は、国の基準による補助対象外となった学校への配置に係る経費の 2 分の 1 を補助することとなったが、残りの 2 分の 1 にあたる経費は、各市町村の財政負担となった。

新型コロナウイルス感染症対策を継続しなければならない中、児童生徒一人ひとりへのきめ細やかな支援に向けて非常に有効であるスクールサポートスタッフ及び学習指導員の配置を継続するため、両専門スタッフ配置のための補助対象を令和 2 年度の基準に戻すとともに、本補助事業の継続を強く要望する。

第9号議案 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等を行う国民健康保険税の減免に対する財政支援の拡充について

「新型コロナウイルス感染症対策について」

(杵築市、宇佐市)

新型コロナウイルス感染症の影響から、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、国は、令和2年5月に、令和元年度及び令和2年度分の保険税の減免を対象に減免額の10分の10を財政支援することを決定した。これを受け、杵築市では、令和2年度に23世帯へ約530万円、宇佐市では107世帯へ約2千万円の減免措置を行ったところである。

そのような中、令和3年6月、国から令和3年度分の財政支援の基準が示されたが、その内容は、令和2年5月のものとは異なり、保険税減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて支援額の率変動することとなっているため、状況によっては支援額が令和2年5月の減免に比べ大幅に減少し、一般財源で対応しなければならない市町村も少なくない。

県内の感染状況は未だ予断を許さず、これまでの自粛要請による経済的損失の影響が長期に及ぶなか、その影響を大きく受けている自営業者が加入者の多数を占める当該保険税の減免措置は、他の経済支援や生活支援と同様に継続していく必要がある。

国の財政支援の減少は都道府県や市町村の厳しい財政状況をさらに悪化させることとなり、国民健康保険事業の健全運営を確保するためにも、上記の令和3年6月に国が示した割合での支援ではなく、令和2年5月の国の措置と同様、全ての市町村に対して減免額の10分の10相当の財政支援を行うよう強く要望する。

第 10 号議案 新型コロナウイルス感染症対策補助金の補助対象の 条件緩和等について

「新型コロナウイルス感染症対策について」

(別府市)

新型コロナウイルス感染症対策として、保育所などが対象の「保育対策総合支援事業費補助金」(厚生労働省)や放課後児童クラブなどが対象の「子ども・子育て支援交付金」(内閣府)により支援の対策が取られている。

しかし、各補助金・交付金とも感染防止用の物品購入は補助の対象になっているものの「保育対策総合支援事業費補助金」については、かかり増し経費(職員が勤務時間外に消毒を行った場合の超過勤務手当等や消毒のための非常勤職員賃金など)が感染防止用の物品購入費用より多いことが要件となっている。

両制度とも新型コロナウイルス感染症対策としての支援ではあるが、取り扱いに違いがあり、実際の物品購入については、基準で一例を示しているため、この範疇に限定され、現場で実際に必要となる物品がこの例示以外の場合、市町村において判断が困難な場合がある。

このようなことから、省庁間の調整を図る中で、両制度の来年度以降の執行について、特に「保育対策総合支援事業費補助金」に係る補助要件の緩和を図るとともに、補助対象物品についてはより弾力的な運用を行えるよう基準の改正を要望する。